

## 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、知事が地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）に対して資金を貸し付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸付対象事業)

第2条 貸付対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、法人が実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 施設整備事業
- (2) 医療機器等整備事業

### (貸付金額)

第3条 貸付金の額は、予算の範囲内で知事が必要と認める額とする。

### (貸付条件)

第4条 知事は、必要に応じて、貸付利率、貸付期間及び償還方法等（以下「貸付条件」という。）について法人と別途契約を締結するものとする。

2 各年度の貸付条件は当該貸付金に係る県の借入先に対する借入条件と同じものとする。

### (貸付けの申請)

第5条 法人は、資金の貸付けを受けようとするときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、貸付けを受けようとする日の40日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (貸付けの決定)

第6条 知事は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付決定通知書（別記様式第2号）により法人に通知するものとする。

(貸付けの手續)

- 第7条 前条に規定する貸付決定の通知を受けた法人は、貸付金を受領しようとする日の30日前までに、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金請求書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金借用証書(別記様式第4号)と引き換えに貸付けを行うものとする。

(事業計画の変更申請)

- 第8条 法人は、貸付けの決定を受けた貸付対象事業の計画を変更するときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、事業計画変更承認通知書(別記様式第6号)により法人に通知するものとする。

(繰上償還)

- 第9条 法人は、貸付けを受けた資金の全部又は一部の額について、繰上償還をしようとするときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金繰上償還申請書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金繰上償還通知書(別記様式第8号)により法人に通知するものとする。

(延滞利息の支払い)

- 第10条 法人は、償還期日(前条第2項の規定による地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金繰上償還通知書に指定する期日を含む。)までに償還すべき元利金の全部又は一部を償還しなかったときは、延滞金額に対し、償還期日の翌日から償還した日までの遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、災害等やむを得ない理由により遅延したと認めるときは、これを軽減することができる。

(実地検査等)

- 第11条 知事は、貸付金の使用又は事業実施計画について必要と認められるときは、法人に対し関係資料の提出を求め、又は職員に実地検査させることができる。

(台帳の整備)

第12条 法人は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金借入台帳を備えて、借入れの状況及び元利金償還の状況を明らかにしておかなければならない。

(貸付金の流用禁止)

第13条 法人は、貸付金をその目的以外の用途に使用してはならない。

(貸付けの停止及び返還)

第14条 知事は、法人がこの要綱を遵守しない場合、貸付けすべき額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した貸付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 法人は、貸付金を償還したときは、償還後10日以内に地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金実績報告書(別記様式第9号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度予算に係る地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金に適用する。
- 2 この要綱は、令和4年度以降の各年度において、当該貸付金に係る予算が成立した場合に、当該貸付金にも適用するものとする。

様式第1号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付申請書

（宛先）

埼玉県知事

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長

年度において、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金の貸付けを受けたいので、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸付けを受けようとする理由
- 2 貸付けを受けようとする金額
- 3 貸付けを受けようとする年月日
- 4 添付する関係書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付決定通知書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のありました地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金の貸付けについて、下記のとおり決定します。

記

- 1 貸付金額
- 2 貸付年月日
- 3 用途
- 4 貸付条件
- 5 その他必要事項

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金請求書

(宛先)

埼玉県知事

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長

年 月 日付けで貸付けの決定を受けた地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金について、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額
- 2 振込先口座等

債権者コード		
口座名義	(フリガナ)	
区分	銀行	本店
	金庫	支店
	信用組合	本所
	農業協同組合	支所
	普通・当座	口座番号

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金借用証書

（宛先）

埼玉県知事

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長

年 月 日付けで貸付けの決定を受けた地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金について、下記のとおり借用しました。

記

- 1 借入金額
- 2 借入年月日
- 3 用途
- 4 借入条件
- 5 その他必要事項

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

事業計画変更承認申請書

（宛先）

埼玉県知事

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長

年 月 日付けで貸付けの決定を受けた地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金について、貸付対象の事業計画を変更したいので、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業計画の変更内容
- 2 事業計画の変更理由
- 3 その他必要事項



様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

事業計画変更承認通知書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のありました貸付対象事業の変更計画について、下記のとおり承認します。

記

- 1 変更承認年月日
- 2 変更承認の内容
- 3 その他必要事項

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金繰上償還申請書

（宛先）

埼玉県知事

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金について、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 借入年月日
- 2 当初借入額
- 3 未償還額
- 4 繰上償還希望額
- 5 繰上償還希望期日
- 6 繰上償還を要する理由

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金繰上償還通知書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のありました地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金の繰上償還について、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱第9条の規定により、下記のとおり繰上償還されるよう通知します。

記

- 1 貸付年月日
- 2 当初貸付額
- 3 未償還額
- 4 繰上償還額  
（うち元金）  
（うち利息）
- 5 補償金額
- 6 繰上償還期日

様式第9号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金実績報告書

（宛先）

埼玉県知事

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
理 事 長

年度において貸付けを受けた地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金について、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金貸付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 償還年月日
- 2 事業実績
- 3 収支実績
- 4 その他必要事項